

ケニアにおけるイスラーム法適用の史的展開

—オマーン系アラブ人による支配とイギリス植民地統治下の裁判制度—

津田 みわ

はじめに

ケニアにおいてムスリム人口は、公式の統計では約11%を占めるとされる。30%前後だとする推計も複数出されているが、人口の8割方を占めるクリスチャンに対してムスリムがマイノリティであるという大きな構造は変わらない（ROK 2010, 396; Ndzovu 2014, 8; Oded 2000, 11）。ムスリム人口は、都市部を除けば、ソマリア共和国（以下、ソマリア）と隣接する旧北東部州（州県制は2013年に廃止された）と、インド洋に面した旧コースト州に集中しているが、いずれもケニアのなかでは相対的に貧困な地域にあたっている。とくに都市化の進んだ旧コースト州の抱える若年層の失業問題は深刻であり、ソマリア由来の過激なイスラーム武装組織アッシャバーブ（Al-Shabaab）のリクルートを容易にする要因となっている。

これまでケニアのムスリム研究においては、旧コースト州などのムスリム・コミュニティを対象として、そのイスラーム実践を人類学的手法をおもに用いて明らかにしようとする研究が盛んに行われてきた（たとえばMcIntosh 2009; 藤井 2018; Loimeier and Seesemann 2006）。こうした研究状況とは別個に、アッシャバーブによるテロ問題の発生を契機として、過激なイスラーム武装組織の潜在的な受け皿という観点からケニアのムスリム・コミュニティを照射しようとするような研究が多数生産される傾向がある。

しかしその一方で、ケニアのムスリム・コミュニティが置かれてきた／置かれ

ている制度的な側面については、いまだ十分な研究が積み上がっていない。民主化の進行で制度の変更が多数生じている現在において、制度そのものの研究の遅れは残念な欠落である。ケニアという国家においてムスリムの人々が制度面でどう取り扱われてきたか、その歴史を理解することは、取り扱いを変更する動きを前にした際に生じる「剥奪感」に迫ろうとする営為でもある。

実はケニアは、世俗国家であることをうたいつつ (Mujuzi 2011) も、司法の面ではムスリムに対してイスラーム法 (シャリーア) を適用することを、独立以来一貫して憲法上に明記してきた国である。最大の人口を占めるキリスト教徒についても、宗教人口ではムスリムに次いで第3位となるヒンドゥー教徒についても、歴代憲法のいずれにも明記がない。近代法以外の法源として明記されているのは「アフリカの伝統的な法と慣習」を除けば、「ムスリムに対するイスラーム法の適用」のみである。

ムスリムに対してケニアの司法制度においてイスラーム法を適用することは、1963年のケニア独立時に制定された憲法の段階から明記されており、その形式はその後1969年に制定された憲法 (以下、1969年憲法)、そして2010年に制定された新憲法 (以下、2010年憲法) にも基本的に踏襲されている。ケニアではムスリムが、キリスト教徒やヒンドゥー教徒とは違う特異な地位を与えられてきたのである。このようなイスラーム法適用の規定を憲法から外そうとする動きは、独立後これまで複数回発生してきたが、そのたびにムスリム・コミュニティからの強い反対があり、その他の政治的要因も背景にあって、イスラーム法に関する憲法上の規定は今日も外されずに残っているのが現状である。

はたして、ケニアの司法制度では、一体どのような経路をたどってこうしたムスリムの特別な扱いが成立してきたのだろうか——ケニアにおいてムスリム・コミュニティが置かれている／置かれてきた制度的位置を明らかにする試みのひとつとして、本章では司法制度のなかでもとくに政治的イシューになりやすい裁判制度を取り上げることにしたい。記述の射程は、オマーン系アラブ人による東アフリカのインド洋沿岸部 (以下、東アフリカ沿岸部) の支配から19世紀末のイギリスによる植民地化を経てケニアの独立憲法制定のための会議 (以下、制憲会議) の開かれた1960年代までとする。記述においては、のちにケニアとなる領域にイスラーム法が適用されるにいたった歴史を振り返り、イギリスによる植民地化

においていかなる制度構築がなされ、独立ケニアに継承されたかをまずは振り返りたい。この作業を通じて、植民地化の歴史の中でムスリムに対する特別な枠が構築されたこと、その結果として、イギリスからの移入に基づく西洋近代的法制と「アフリカ人の伝統的な法と慣習」が並存する「司法の二重性」(parallel system) と呼ばれることの多いケニアの司法制度において、じつは東アフリカ沿岸部のムスリム（ここには「アラブ系」だけでなく「アフリカ人」ムスリムも含まれた。第3節で詳述する）を対象としたイスラーム法適用という、いまひとつの柱が設けられており、植民地期を通じて継続的に維持されてきたという側面があることを明らかにしたい。

ヨーロッパ系住民と「アフリカ人」を別個に取り扱おうとした植民地期の「司法の二重性」に着目した研究には厚い蓄積がある（たとえばCotran 1963, 187-188; Carson 1958, 35; Jearey 1960, 413; Shadle 1999, 417）。一方、近年はムスリム・コミュニティを対象とした司法制度に関する研究も少しずつ積み上げられている（とくに重要なものとしてMwakimako 2011; Hashim 2010）。本章は、条約や法制度、各種の公的委員会による報告書などを参照しつつも、そうした2次文献の成果に依って、ムスリム・コミュニティを対象とした司法制度を析出することを試みたい。

以下、第1節では東アフリカ沿岸部にオマーン系アラブ人の支配が及んだ史的経緯と、当地へのイスラーム法の導入を振り返る。第2節では、西欧諸国による植民地分割のなかで植民地支配側がムスリムに関する諸制度を構築した過程をみる。そのうえで、オマーン系アラブ人の支配が及んだ領域についてのみ異なる土地制度が敷かれたことを例示する。第3節では、英領東アフリカにおける「司法の二重性」と呼ばれる司法制度のなかで、ムスリム・コミュニティに対する特別な枠が構築されていった様子を、植民地期初期、植民地期中期、植民地期末期の3期に分けて明らかにしていきたい。

1-1. ザンジバル王による支配

オマーン系の人々が単に交易にとどまらず、東アフリカ沿岸部への定住を開始したのは7世紀末ごろだったとされる¹⁾。東アフリカ沿岸部のうちのちにケニアの一部となる領域には、現在のエスニック分類でミジケンダ (Mijikenda)²⁾、タイタ (Taita)、ポコモ (Pokomo) とされる人々が居住し、自立的社会を形成していたほか、島嶼部ではザンジバル島³⁾にもバントゥ系言語の話者を主たる住民とする社会が形成されていた (TJRC 2013, 169-170; 大川2010, 107)。アラブ系とアフリカ系の諸社会が会おうなかで、東アフリカ沿岸部には「スワヒリ (Swahili)」文化も生まれ、スワヒリ語を母語とする社会集団が形成された (宮本2002, 486-488)。

「多くのペルシア、アラブの小国が存在」する状態になっていた東アフリカ沿岸部は、15世紀末から17世紀の間いったんポルトガルの支配を受けるが、オマーン系アラブ人は17世紀半ばにはこれを駆逐し、17世紀末にはこの地域に覇権を敷いた (Loimeier 2009, 11)。18世紀半ばになるとオマーンでヤアーリバ朝の後ブーサイド朝が成立し、このブーサイド朝でサイド王⁴⁾による統治が開

-
- 1) 東アフリカ沿岸部への人の流入史については、資料的制約があり現在も諸説が混在する。現存する諸説について詳細はたとえばムワルヴィエ (Mwaruvie 2011, 176)、宮本 (2002, 482-500) を参照されたい。
 - 2) 19世紀末までのミジケンダ・アイデンティティ形成の議論については、たとえば浜本 (1994) を参照されたい。
 - 3) 本章は、「ザンジバル」をザンジバル島とペンバ島、その他の島々を含めた地域を意味する総称として使用する既存研究の用法に基本的に従い、個別の島への言及が必要な場合には、「ザンジバル島」などと表記する (Cooper 1980, 5; 大川2010, 57)。なお、本章でみるとおり、歴代のオマーン系アラブ人が勢力圏に含めた領域は大陸側の沿岸部はもとより最盛期には遠く大陸側の内陸部にまで及んでおり、島嶼部には限定されないが、本章ではオマーン系アラブ人による統治領域に言及する際、国名としての「ザンジバル」という表現を必要に応じて用いるものとする。
 - 4) 「サイド/スルタン/スルターン」の日本語への訳出にあたっては、藤井 (2018)、富永 (2001) に従って、歴代のオマーン統治者 (および後述のザンジバル統治者) の訳語を「王」とする。なお、福田 (2018) は、ヤアーリバ朝の統治者を「イマーム」と呼んで「宗教指導者」かつ「事実上の君主」とであると説明する一方、ザンジバルの歴代統治者を「サイド」別名「君主」とし、「世俗的な統治者」とであると説明している (福田 2018, 250-254)。

始した。サイード王は拡大主義をとり、19世紀半ばにはオマーンの首都をザンジバル島に移転した (Loimeier 2009, 12; 大川2010, 109)。サイード王の時代に東アフリカ沿岸部におけるオマーンの勢力範囲は最大規模に達し、北は現在のソマリア南部からケニア、タンザニアを経て南は現在のモザンビーク中部にまでいたったほか、内陸部にも一定の進出があった (大川 2010, 109)。

1-2. イスラーム法の下での裁判制度

東アフリカ沿岸部にイスラーム法のもとでの裁判制度をもたらしたのは、このオマーン系アラブ人による統治だった。早くも11世紀には、オマーンにおける司法、行政改革の影響を受けて、ザンジバルにもワーリー (Wali) やカーディー (Kadhi) という役職が「オマーン王の種々の権限を代理で行使する目的で」置かれるようになった (Ndzovu 2014, 18)。

7～8世紀の段階では、イスラームの「行政権と司法権は明確に分離されて」いず、「統治者が自ら裁判を行なったり、またカーディー…を自由に任免する例が多くみられ」た。しかし、8～9世紀に「イスラーム法学が高度に専門化した体系として確立される」と、「世界の各地で、カーディーの裁判所と行政官の裁判所とが並立」するようになった (大塚ほか 2002, 391-392)。

イスラームにおける「カーディー」とは、「統治者…からの権限の委譲に基づいて、裁判をはじめとするイスラーム法の適用を職務とするもの」であり、日本語では「裁判官」と訳される。西欧諸国による植民地化が行われる前の段階にあったこの時期においては、「婚姻や親子関係などの身分訴訟や…不動産をめぐる訴訟など、私法のなかで慎重で厳格な手続が求められる事案」はおもにカーディー裁判所の管轄とされた (大塚ほか 2002, 392)。

一方、「官吏を一方の当事者とする訴訟や、税や犯罪に関わる公法の領域に属する事案」はおもに行政官の裁判所の管轄とされた。こうしたカーディー裁判所と行政官裁判所の区別は、「カーディーがイスラーム法の厳格な手続に強く拘束されるのに対して行政官による裁判がより柔軟」であり「時として恣意的であったことや、カーディー裁判所が執行力を欠いていたのに対して行政官は執行力を有していたことなど」を背景として成立していた (大塚ほか 2002, 392)。

東アフリカ沿岸部においては、行政官による裁判所は上でも触れたように「ワ

ーリーの裁判所」と総称され、「リワリ (Liwali) 裁判所」と、もうひとつの行政官裁判所だった「ムディール (Mudir) 裁判所」からなっていた (Anderson 1970, 83)⁵⁾。イスラームにおける「ワーリー」とは、「地方総督、太守、知事などをさす語」であり、「通常、特定の地域における軍事と徴税業務を主要な業務として君主、政府などによって任命された。その管轄権が及ぶ範囲は「ウィラーヤ (ワーリーと同語源)」と呼ばれた (大塚ほか 2002, 1084)。少なくとも17世紀以後にはザンジバル、モンバサなど「主要な港町には、オマーンからワーリー…と呼ばれる総督が任命され」た (大川 2010, 108)。

ムディール裁判所については、資料的制約から詳細が明らかでないが、現在のスワヒリ語の用法においてリワリよりさらに下位の行政官を指して用いられる呼称が「ムディール」であり (Inter-Territorial Language Committee of the East African Dependencies 1964, 313)、ここではさしあたり、ザンジバル王の統治下にあった東アフリカ沿岸部では、行政官である「リワリ」と「ムディール」、裁判官である「カーディー」がそれぞれ任命されてきた長期にわたる歴史があった、と整理しておきたい。イギリスの植民地化が始まったとき、東アフリカ沿岸部には、「イスラーム法に基づく複雑な司法制度がすでに存在している」状態だった (Cussac 2008, 291)。

2 植民地分割

2-1. 10マイル帯状地域の設定

サイド王の死後、オマーンでは王位継承問題が発生した。19世紀半ばにはイギリスの調停を経て、故サイド王の覇権が及んだオマーンから東アフリカ沿岸部にかけての広大な地域は、オマーンと、「ザンジバル及びアフリカ領域」とに二分され、マジードが後者「ザンジバルおよびアフリカ領域」の王 (以下、ザンジバル王) となった。西欧諸国によるアフリカ分割に直面し、領土の大部分を

5) 現在のスワヒリ語の用法では「ワーリー」と「リワリ」は相互互換的に用いられる (大川2010, 108, Inter-Territorial Language Committee of the East African Dependencies 1964, 248)。

手放していくことになるのは、このマジード以後の歴代ザンジバル王であった。イギリスの調停なくしてザンジバル王の即位もなかったとあってよく、マジードの次に即位したバルガシュ王も、エジプトによる武力侵攻に対してイギリスの仲裁に依拠するなど、イギリスへの依存をさらに高めていった。

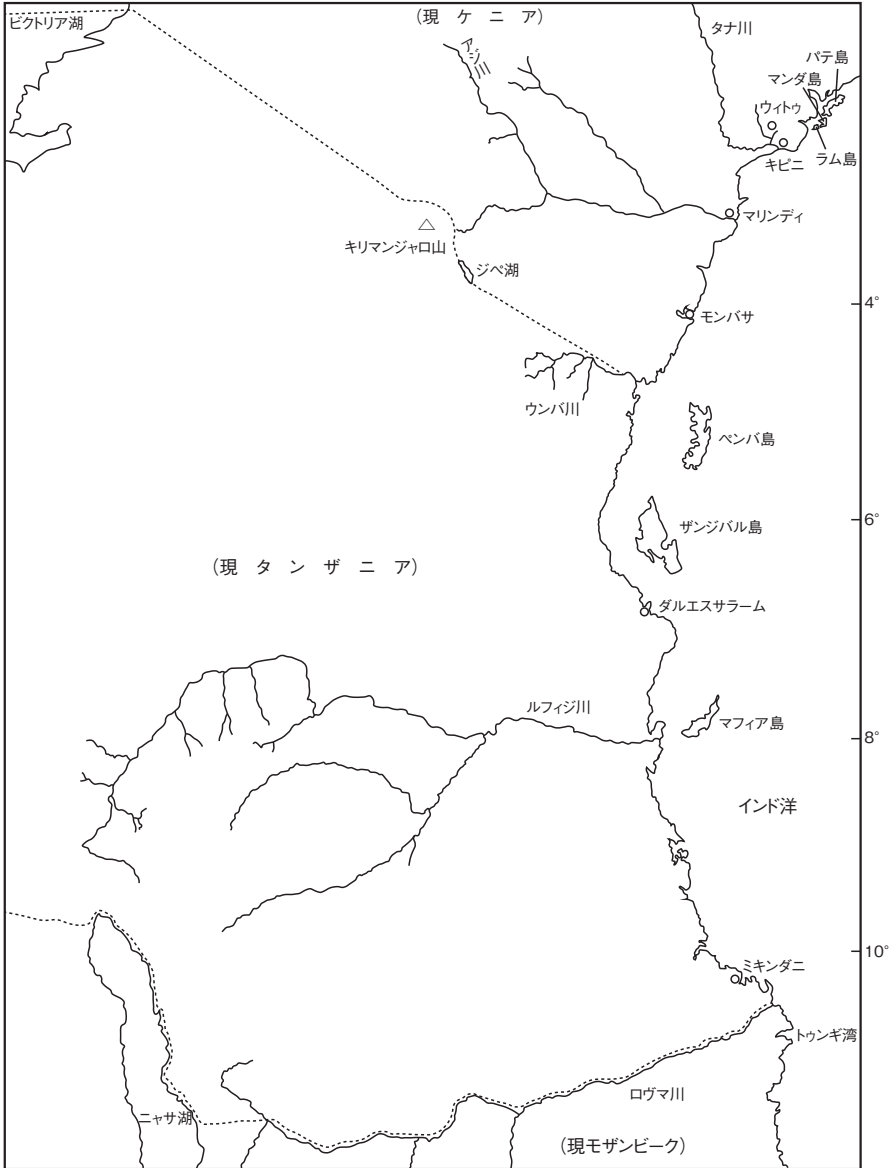
19世紀後半になると、1884～1885年のベルリン会議を経て、西欧諸国によるアフリカ分割は東アフリカにも及んだ。1885年にイギリスはザンジバル王の統治領域を正確に画定する作業を行うことをドイツに提案し、ドイツの了承を得た (Odhiambo et al. 1977, 113; 吉田 1978, 50)。この合意によりドイツ、イギリス、フランスを代表に加えた国際委員会として設立されたのが「ザンジバル領土画定委員会」(Delimitation Commission) であり、その成果として結ばれたのが「1886年英独協定」(Anglo-German Agreement, 1886) だった (Maxon and Ofcansky 2000: xvi; Ofcansky and Yeager 1997, 61; 富永 2001, 128)。

同協定によれば、東アフリカにおいてザンジバル王の統治する領域としてイギリス、ドイツをはじめとする西欧諸国が承認したのは、(1) 島嶼部については、ザンジバル島、ペンバ島、及びこの2島の半径12海里 (約22キロメートル) 以内に位置する島々とされ、(2) 大陸部については、南はトゥンギ湾 (Tunghi Bay, 現モザンビーク)⁶⁾から北はタナ川 (Tana, 現ケニア) 河口の都市、キピニ (Kipini)⁷⁾にいたる海岸線から10マイル (16キロメートル) の帯状地域 (以下、10マイル帯状地域) のみとしたほか、(3) 現ソマリアに位置するキスマユ (Kisumayu)、ブラヴァ (Burava)、メルカ (Meruka)、モガディシオ (Mogadisho)、ワシェイク (Washeikh) の拠点 (station) のみだった (図2-1を参照。Colonial Office 1961, 4)⁸⁾。

6) マクソンとオフカンスキーおよび吉田は、この協定が認定したザンジバル王の統治領域は、ザンジバル島、ペンバ島に加えマフィア島 (Mafia, 現タンザニア) とラム島 (Lamu, 現ケニア) も含まれるとしている (Maxon and Ofcansky 2014, 24, 吉田1978, 51)。オフカンスキーとイーガーは、大陸側の10マイル帯状地域の最南端をトゥンギ湾よりやや北方に位置するミキンダニ湾 (Mikindani Bay, 現モザンビーク) としている (Ofcansky and Yeager 1997, 62)。

7) 1886年英独協定の段階ではドイツは現ケニアのインド洋沿岸部の北部にあるウィトゥ (Witu) に対する領土的主張を取り下げていず、10マイル帯状地域の北端はウィトゥより南のキピニとされた。なお、その後「1890年英独協定」(別名ヘリゴランド条約) で英独の取引が成立し、ドイツは北海にあるヘリゴランド島を得ること引き換えにウィトゥのドイツ保護領を放棄し、キピニより北側もイギリスの勢力範囲とされた。

図2-1 本章に登場するおもな地名



(出所) SDDL(1942, 27), O'Neill and Consul(1883, Map)より筆者作成。

ザンジバルの代表はこの国際委員会には呼ばれていなかったうえ、協定の締結過程においてもザンジバルは「ほとんど何も主張することができなかった」(Loimeier 2009, 15)。その後も西欧諸国による植民地分割は進み、19世紀半ばまでは広大だったザンジバル王の統治領域は、19世紀末の時点でドイツ、イギリス、イタリアによってザンジバル島も含め分割され保護領化されてしまった(ザンジバル王の統治領域の植民地分割について詳細な経緯は津田(2019)を参照されたい)。

1887年にザンジバル王は、自らの統治領域であると認定を受けた10マイル帯状地域のうち、そのおよそ北半分にあたるウンバ川からキピニに至る領域をイギリスのウィリアム・マッキンノン (Sir William Mackinnon) に50年間の約束でリースした。この領域が、イギリスによる植民地支配における10マイル帯状地域である。

2-2. 維持されたザンジバル王の主権

以後の過程で留意が必要なのは、植民地分割の過程でなされるイギリス側とザンジバル側との交渉において、イギリス側がザンジバルに対し「ザンジバル王の主権は維持する」との姿勢を一貫してとったことである。こうした姿勢の存在は、イギリス植民地支配下のケニアで、東アフリカ沿岸部だけを対象とする制度的な特例措置がとられていく経緯とよく適合する。以下、イギリスによる約束をみておこう。

1887年合意によるリースにより、マッキンノンは、10マイル帯状地域に対する「完全な行政・司法権を得」た。その代償としては、マッキンノン側がザンジバル王に対し、現存する税収を最低限とする歳入を供与することで合意が成立した (Colonial Office 1961, 39; Maxon and Ofcansky 2000, xvi; 2014, 137;)。

当時、ザンジバル王の統治領域に入っていたラム、モンバサ、マリンディなど主要なインド洋沿岸部の諸都市には、すでにカーディーが任命され、長年にわたって職務を果たしている状態だった (Cussac 2008, 291)。1887年のリースに関

8) なお、内陸部(「後背地」)については、ウンバ川 (Umba, 現タンザニア。河口は現ケニア) の河口からキリマンジャロ山麓をへてビクトリア湖東岸までをイギリスとドイツの勢力圏とした。この段階ではビクトリア湖東岸より西側の部分の勢力圏については取り決めなかった (Odhiambo et al. 1977, 113, 115)。

する合意では、このカーディー裁判所について、イギリスによる直接的支配がおよばないものとされ、カーディーの任命も引き続きザンジバル王が行うものとされた。上述したように、ザンジバル王にとってイギリスの影響力は必要不可欠のものとなっていたが、他方で19世紀のイギリスにとっても「インド洋交易を守るため、地域の安定が必要であり、オマーン王、ザンジバル王の助力が必要であった。ザンジバル王の地位保全是、イギリス側にとっても一定の重要性を有していたといっよい (Hashim 2012, 381)。1887年合意では「ザンジバル王の主権が意図的に強調されていた」のであり、そこには「イギリス…に司法や政治面での権力や機能が譲渡されたとはいっても、その実施はザンジバル王の権威やザンジバル王の名の下においてのみ行われる、と住民に思わせる」機能もあったのである (Mwakimako 2011, 330)。

1887年5月、マッキンノンと協力者とともに、「イギリス東アフリカ協会」(British East African Association) を設立した。「イギリス東アフリカ協会」は、法を制定し、裁判所を設置して判事を任命するなど立法権と司法権を行使していたが、それらはいずれもザンジバル王の名の下で実施された。

1888年に協会を引き継いだ「帝国イギリス東アフリカ会社」(Imperial British East Africa Company: IBEAC) も、ザンジバル王の統治領域内では宗教的側面に介入しない、として「非介入ドクトリンを明らかにした」(Mwakimako 2011, 330)。ザンジバル王は「自らの統治領域をイスラーム法に基づいて統治するようにIBEACに対するコンセッション (concession) を与え」、一方イギリスは「ザンジバル王とその臣民に敬意を払い、宗教的な事項については非介入政策をとることを約束し」た (Hashim 2005a, 449-450; 2010, 222)。こうした「非介入」により、「カーディー裁判所、リワリ裁判所、ムディール裁判所というイスラーム法に基づく制度を通じたイスラーム的基準を温存することをイギリスは意図した」のだった (Mwakimako 2011, 330)。

IBEACは1890年にモンバサにイギリス式の裁判所を新設し、イギリス人判事を置いた。しかし、広大な植民地経営には資金面の脆弱性を抱えていたIBEACは、1895年7月に所有するコンセッション、諸権利 (rights)、資産 (assets) をイギリス政府に25万ポンドで売却し、領域の所有をイギリス王室に移した (Ofcansky and Yeager 1997, xvi, 137)。これがイギリスによる「東アフリカ保護領」(East

Africa Protectorate) に対する植民地支配の開始であった。1895年のイギリスによる「東アフリカ保護領」の宣言にあたってイギリスとザンジバルの間で結ばれた協定 (The 1895 Agreement between Great Britain and Zanzibar) では、10マイル带状地域をイギリスが統治するとされ、司法と行政のすべてをイギリスが任命した行政官が司るものとされた。

ただし、この協定では、タイトルからまず10マイル带状地域を「ザンジバルの所有物 (Zanzibar Possessions)」と呼んで、当該領域に対するザンジバル王の所有を尊重する旨の表記がなされた。また協定本文でも、領域をイギリスが統治するとしつつも、「10マイル带状地域が引き続きザンジバル王の所有物 (possessions) であることを宣言し」た。協定にはさらに、「協定内容は当該領域におけるザンジバル王の主権 (the sovereignty of the Sultan) には影響しない」との一文が加えられた (Colonial Office 1961, 39; Hashim 2005b, 21)。

その後の植民地期においてオマーン系アラブ人らがイスラーム関連の権限の維持を主張する際にとりわけ依拠することになったのが、1895年の公式集会におけるイギリス人行政官による発言である。この年、イギリスによる植民地統治の開始を周知する公式集会が、インド洋沿岸部の各地で連続開催された。公式集会のひとつが沿岸部の主要都市モンバサで開かれた際、ザンジバル王の大臣 (Wazir of Sultan) の地位にあったロイド・マシュー (Lloyd Mathews) というイギリス人行政官による宣言のなかに以下のような発言があったとされる。

「今日ここに、私たちの王、ハメド・ビン・スワインの命令により、この領域 (this territory) の行政からIBEACが撤退したことをみなさまに伝えにきました。この領域の行政はイギリス政府が継承し、駐ザンジバル総領事のハーディング氏が新しい行政の長をつとめる予定です。ハーディング氏が、この領域におけるすべての命令を、ザンジバル王の主権の下で (under the sovereignty of His Highness) 行うことも、ここでみなさまにお伝えします。加えて、イスラームにつながるすべてのことがら (all affairs connected with the Faith of Islam) は、宗教的敬意と利益の下で実施されます。すべての古来の慣習 (all ancient customs) は継続を許されます。」(Colonial Office 1961, 6)

この発言は、1895年イギリス・ザンジバル協定にはみられないイスラーム関連の事項について継続を保証する内容になっているといつてよい。1961年にイギリス議会に提出した10マイル帯状地域の地位に関するコミッショナー報告書のなかでコミッショナーのロバートソン (J. W. Robertson) は、「アラブ人が権利擁護を訴える時に依拠しているのがこの声明および同様の会合でなされた声明である」と記してその重要性を指摘している (Colonial Office 1961, 6)。またこの1895年イギリス・ザンジバル協定を結ぶ際、ザンジバル王はさらに踏み込んで、(1)「原住民の間でのすべての司法判断が引き続きイスラーム法のもとで行われることが保証され」かつ (2)「リワリ、ムディール、カーディーの全員が引き続き行政と司法の義務を行使し続けることが保証される」ことを条件として協定に合意した、とする研究もある (Cussac 2008, 292)。

2-3. 例外としての土地の私的所有制

こうしたザンジバル王とイギリスとの一連の「約束」が、イギリスによる現実の植民地支配において実現された例として、10マイル帯状地域においてのみ、他の東アフリカ保護領とは異なる土地制度が施行された流れをみておこう。

1888年にIBEACとザンジバル王とのあいだでは、「1888年コンセッション協定」(Concession Agreement of 1888) が締結されている (Ghai and McAuslan 1970, 28)。このコンセッションは、「ザンジバル王の名において、ザンジバル王の旗の下で、ザンジバル王の主権に基づいて行使される」としたうえで、IBEACに対し10マイル帯状地域において行政を執行するなどの諸権利を与えるものであった (Colonial Office 1961, 4)。IBEACにあたえられた「諸権利」のなかには、公用地 (public lands) を購入する権利、課税する権利、下級の行政官を任命する権利、各地域に適用する法を定める権利などが含まれていた (Colonial Office 1961, 4)。そこでコンセッションの例外とされたのが、10マイル帯状地域の内部にあるとされた私有地 (private lands) であった。1888年コンセッション協定はIBEACに対し「ザンジバル王の統治下でアラブ人が所有・占有する土地について、私有地を例外としてすべての権利を譲渡するとの協定」だったのである (Ghai and McAuslan 1970, 28)。ここで例外とされた「私有地」とは、土地の所有者がザンジバル王の付与した土地権証明書 (certificate of

ownership) を有している土地とされた。「事実上、土地所有者はすべてアラブ人だった」ため、この例外規定は、10マイル帯状地域に居住するアラブ系住民を対象としていたと言い換えてもよい (TJRC 2013, 170)。

1895年のイギリスによる保護領化で、それまでIBEACの有していたコンセッションはすべてイギリス政府に譲渡された。その際も、10マイル帯状地域内の「私有地」は引きつづき権利譲渡の例外とされた (Ghai and McAuslan 1970, 28; TJRC 2013, 171)。

イギリスによる東アフリカ保護領の統治においては、土地は基本的に「王領地」(Crown Land) とされ、ヨーロッパ人のみに土地の私的所有権 (フリー・ホールド、リース・ホールド) を認める制度が整備されていった。人種⁹⁾別の土地制度を初めて明記した「1915年王領地条例」(Crown Lands Ordinance 1915) では、「異なる人種間の土地所有権の譲渡には、事前に総督の許可が必要である」としたことで、ヨーロッパ人以外、すなわちアフリカ人住民はもとよりアジア人住民 (インド系の住民) に対しても土地の私的所有権の譲渡が、総督の拒否権で不可能になることが明文化された。アフリカ人住民についてはさらに、指定された「原住民居留地」(Reserve) での土地の私的所有権が認められず、総督は「原住民居留地」の指定自体をいつでも取り消せるとされていた。イギリスによる植民地支配においては、ヨーロッパ人とアフリカ人、アジア系住民は峻別され、土地の私的所有は事実上ヨーロッパ人だけに認められたのである¹⁰⁾。

1920年に10マイル帯状地域を除くケニア内陸部が「ケニア植民地 (Kenya Colony) となり、10マイル帯状地域が新たに「ケニア保護領」(Kenya Protectorate) とされた際も、人種別の土地制度は維持された。土地の私的所有が可能だったのは、基本的に事実上ヨーロッパ人に限られていた。10マイル帯状地域でザンジバル王から土地権証明書を発行された住民 (基本的にアラブ系住民) が、土地の私的所有を許されたことは、植民地支配のなかでは例外的措置だ

9) 植民地統治期のケニアにおいては、住民をヨーロッパ系、アラブ系、アジア (インド) 系、アフリカ系などに区分したさまざまな制度が構築され、1915年以後の法制度では「人種」(race) 表現が明示的に用いられるようになった。これに従い本章もこうしたヨーロッパ系、アフリカ系などの区分に言及する際には、人種という用語を用いるほか、適宜「ヨーロッパ人」「アフリカ人」などの呼称を用いる。

10) 詳細は津田(2014, 48-53; 2015, 32-34)。

ったのである（人種別の土地制度が破棄され、アフリカ人にも土地の史的所有制が導入されたのは、1950年代の土地解放闘争と非常事態宣言を経た1959年末のことであった。詳細は津田（2015, 40-43））。

「原住民」は慣習法の下にあり、近代的な土地の私的所有制の埒外にあると位置づけたイギリスによる植民地支配において、早くも1888年の段階から、アラブ系住民が例外とされ、ザンジバル王発行の土地権証明書をもって土地の私的所有が認められたことをいまいちど確認したい。植民地化後の土地制度において、10マイル帯状地域のアラブ系住民はイギリスから特別なステータスを付与されていたのである。

3 10マイル帯状地域の裁判制度

3-1. カーディー裁判所の維持——植民地期初期——

アラブ系住民はすなわち、10マイル帯状地域におけるムスリム・コミュニティの主要な成員でもあった¹¹⁾。イギリスによる植民地化に際して、10マイル帯状地域のムスリム・コミュニティについては他の「人種」、他の諸社会に対する制度設計と別扱いにすることは、単にザンジバル王とイギリスの間における政治的合意にとどまらず、「1895年の合意に基づいたムスリム・コミュニティの要望となって」いた（Ghai and McAuslan 1970, 125, 164）。10マイル帯状地域のムスリムにとって「イスラームは単なる宗教ではなく、生き方そのものであり」、「ムスリムが最も重視しているのは、属人的なすべての事柄についてシャリーアが適用されること」であった（Colonial Office 1961, 33）。

1895年のザンジバル王とイギリスとの合意は、現実にも、ムスリムに対するイスラーム法適用を制度化するかたちで実現されていった。それがカーディー裁判所およびワリ裁判所、ムディール裁判所の維持であった。

東アフリカ保護領化が宣言された後に裁判制度に関するイギリス式の法体系が

11) ムスリム・コミュニティの成員としては、たとえば「1907年裁判所条令」だと「アラブ人」「アフリカ人」「バルチ人(Baluchis, イラン系)」が挙げられた(Ghai and McAuslan 1970, 165)。本節で後述する。

導入されたのは、「1897年東アフリカ勅令」(East Africa Order in Council 1897)によってであった。イギリス式の裁判制度では、裁判所は「上位裁判所」(superior courts)と「下位裁判所」(subordinate courts)に大別される。上位裁判所は下位裁判所と異なって管轄権が限定されず「一般的な管轄権を有する裁判所」であり、現在のイギリスでは「高等法院」(High Court of Justice)、「刑事法院」(Crown Court)、「控訴院」(Court of Appeal)、「貴族院」(House of Lords)、「枢密院司法委員会」(Judicial Committee of the Privy Council)が上位裁判所である。またイギリスでは高等法院、控訴院、刑事法院をあわせて「最高法院」(Supreme Court)と呼ぶ(田中 1991, 828; 831)。

「1897年東アフリカ勅令」はまず、下位裁判所について(1)「原住民」の裁判所、(2)ムスリムの裁判所、(3)行政官と治安判事(magistrate)による裁判所の3区分を導入した。上位裁判所については2区分とし、第1にモンバサに「王立東アフリカ裁判所」(Her Majesty's Court of East Africa)を設置して、上訴は「英王立ザンジバル裁判所」(Her Britannic Majesty's Court of Zanzibar)および「枢密院司法委員会」に行うものとしたほか、行政官が判事を務める「州裁判所」(provincial courts)を設置するものとした。「州裁判所」はイギリス人およびイギリス人に準じる外国人が当事者となる事件に管轄権をもち、判事はセカンド・クラス治安判事とみなされたほか、民事では「インド民事訴訟法」に、刑事では「インド刑事訴訟法」に従うものとされた(Ghai and McAuslan 1970, 37; 130; 172; Mwakimako 2011, 331)。

「1897年東アフリカ勅令」は上位裁判所の第2の区分としては、「原住民」の刑事事件に管轄権をもつとして「チーフ原住民裁判所」(Chief Native Court)を設置し、上訴は「高等裁判所(高裁)」(High Court)に行うものとした(Ghai and McAuslan 1970, 37, 130, 佐藤 2020, 22)。

植民地化当初から、ヨーロッパ人と「原住民」について、別個の裁判制度が構築されたといえるが、では10マイル带状地域のムスリムは、この制度のなかでどこに位置づけられていたのだろうか。

ムスリムに対するイスラーム法適用に関する約束が実現されたのが、「1897年原住民裁判所規則」(Native Court Regulations 1897)だった。「1897年東アフリカ勅令」のもとで出されたこの規則は、下位裁判所として「植民地(colonial)」

と「土着 (indigenous)」の2種類の「原住民裁判所」(native courts) を設置した。第1の「原住民裁判所」とされた「植民地原住民裁判所」(colonial native courts) は、ヨーロッパ人行政官が判事を務める裁判所であり、「州裁判所」, 「県裁判所」, 「コレクター代理裁判所」(assistant collector's court) が設けられた。適用する法体系としては「原住民の法と慣習」があげられ、また刑事ではインド刑法とインド刑事訴訟法に従うものとされた。

ここで例外とされたのが10マイル带状地域のムスリムであった。「植民地原住民裁判所」においても、「コースト地域」(Coast Region, 10マイル带状地域との異同は不明) では、ムスリム間の民事・刑事訴訟の双方でイスラーム法の原則に従うとされたのである (Anderson 1970, 83; Ghai and McAuslan 1970, 131)。この段階では法制度上に明記がみられないが、「ムスリム」は植民地ケニアの司法制度のなかでは、アラブ系住民だけでなく10マイル带状地域の「アラブ人」「アフリカ人」を包摂する概念とされていった (後述する)。

また第2の「原住民裁判所」とされた「土着原住民裁判所」(indigenous native court) でも2つのタイプが設けられ、そのひとつが10マイル带状地域のみを設置する裁判所とされた。具体的には、リワリが判事を務める「リワリ裁判所」, ムディールが判事を務める「ムディール裁判所」, カーディーが判事を務める「カーディー裁判所」があるものとされた。

リワリ裁判所は、ヨーロッパ人が判事を務める「植民地原住民裁判所」の「県裁判所」に等しいとされ、控訴は「州裁判所」に行うものとされた。ムディール裁判所は同様に「コレクター代理裁判所」に等しいとされ、控訴は「県裁判所」にするものとされた。「カーディー裁判所」は県内のみに管轄権をもつ裁判所とされたほか、「コースト地域」の全域に管轄権をもつ裁判所として「チーフ・カーディー裁判所 (court of the Chief Kadhi)」が設置された。カーディー裁判所の控訴裁判所としては高裁が想定されていたが、カーディー裁判所から控訴のあった訴訟について高裁は「イスラームの法と慣習を考慮に入れるもの」とされた (Anderson 1970, 83)。リワリ, ムディール, カーディーの3種の裁判所はいずれも刑事, 民事の双方に管轄権をもつとされており、リワリは民事ではファースト・クラス治安判事, 刑事ではセカンド・クラス治安判事とされ、ムディールはサード・クラス治安判事とされた (Ghai and McAuslan 1970, 130-131. 165)。

「土着原住民裁判所」のいまひとつのタイプとして設けられたのが、「原住民の部族チーフあるいは長老」(native tribal chief or elders) が判事を務める裁判所であり、第1のタイプ(10マイル带状地域の各裁判所)が管轄する以外の「原住民」について「原住民の法と慣習」を適用するものとされた(Ghai and McAuslan 1970, 130-131; Mwakimako 2011, 331)。

以上の整理から、イギリスによる植民地化初期の時点で、10マイル带状地域のムスリムについては、ヨーロッパ人が判事を務める「植民地原住民裁判所」においてイスラーム法の適用が明記され、さらに「土着民原住民裁判所」のひとつのタイプとしてリワリ、ムディール、カーディーの3種の裁判所が旧来通り維持されて、カーディー裁判所からの上訴先とされた高裁でもイスラーム法を考慮に入れることが明記されていたことがわかる。

3-2. アフリカ人裁判所との分化——植民地期中期——

ムスリムの裁判所について、他の「原住民」とさらに分化させる形で制度化を行ったのが、「1907年裁判所条令」(Courts Ordinance 1907) だった¹²⁾。同条令は、それまであった各種の「原住民裁判所」のうち、ヨーロッパ人が判事を務める裁判所を再構築し、一方で「純粋に原住民の裁判所」(Mwakimako 2011, 332) として「原住民トリビュナル」(native tribunals) を新設したうえで、リワリ、ムディール、カーディーが判事を務める裁判所をさらに別個の裁判制度としたのであった。もう少し詳しくみてみよう。

12) これに先立つ1899～1906年の間に行われた制度変更のうち、重要なものとしては、「1902年東アフリカ保護領(控訴裁判所) 勅令」(Eastern African protectorates (Court of Appeal) Order in Council) によってザンジバル裁判所の役割を置換する新たな控訴裁判所として「英王立東アフリカ控訴裁判所」(Her Britannic Majesty's Court of Appeal for East Africa: E.A.C.A.) が設立され、また東アフリカ保護領の全住民・全事項に管轄権をもつ上位裁判所として「東アフリカ保護領高等裁判所」(High Court for the East Africa Protectorate) が設立されたことがあげられる(Mwakimako 2011, 332; Ghai and McAuslan 1970, 132)。また、「アフリカ人」を対象として行われた制度変更ではあるが、「1902年村落ヘッドマン条令」(Village Headman Ordinance 1902) によって、植民地行政による「ヘッドマン」の任命制度が導入されたことは重要である。「ヘッドマン」はこのあと「アフリカ人」を当事者とする下位裁判所で判事役となるため留意しておきたい。

「1907年裁判所条令」による「植民地原住民裁判所」(ヨーロッパ人が判事を務める「原住民裁判所」)についての制度構築は、「その後60年にわたって継続する基本的フレームワーク」となった (Ghai and McAuslan 1970, 134)。同条令により「植民地原住民裁判所」は、ヨーロッパ人、アジア人、アフリカ人に対して刑事・民事とも管轄権をもつとされた。また同条令で治安判事は3つのクラスに分けられ、「タウン治安判事」(town magistrate, 1914年に居住治安判事resident magistrateに変更)と州コミッショナーがファースト・クラス治安判事、県コミッショナーはセカンド・クラス治安判事、県副コミッショナー(のちの県オフィサー)はサード・クラス治安判事とされた (Mwakimako 2011, 332; Ghai and McAuslan 1970, 166)。

制度に大きな変更が加えられたのが「土着原住民裁判所」とされてきた各裁判所だった。「1907年裁判所条令」は、新たに「原住民」を対象とする裁判所として「原住民トリビュナル」を設置したのである。「原住民トリビュナル」では行政による任命職である「ヘッドマン¹³⁾」と長老評議会(council of elders)が判事を務めるものとされ、管轄権の及ぶ範囲は当該ヘッドマンと長老評議会が属する「部族」(tribe)に限定された (Ghai and McAuslan 1970,135)。「1908年原住民トリビュナル規則」(Native Tribunal Rules 1908)は、「原住民トリビュナル」が刑事・民事双方に管轄権をもつものとしたうえで、行政官が原住民トリビュナルの決定について審査(revision)を行うことができ、審査をへて高裁に上訴することができるとしていた (Ghai and McAuslan 1970, 135)。

一方、ムスリムの裁判制度をみるうえで重要なのが、「1907年裁判所条令」がこうした「原住民トリビュナル」による「原住民」の裁判制度とは別に、リワリ裁判所、カーディー裁判所、ムディール裁判所の3つからなる新たな区分を設けたという点である。区分の名称は「原住民下位裁判所 (Native Subordinate Courts)」とされた (Mwakimako 2011, 332; Ghai and McAuslan 1970, 135)。その管轄権は「原住民のみ」かつ「コーストの各県のみ」におよぶものとされた (Ghai and McAuslan 1970, 135)。

「原住民下位裁判所」における「原住民」には、「アフリカ人」ムスリムだけで

13) ヘッドマンについての注12を参照されたい。

なく、アラブ系（およびイラン系）ムスリムも含まれていたことに留意したい。リワリ裁判所とムディール裁判所の管轄権は後に「アラブ人、アフリカ人、バルチ人 (Baluchis, イラン系)」についての刑事・民事双方とされた。カーディー裁判所の管轄権はムスリムの「原住民」とされ、属人的ステータスに関する訴訟とされた (Ghai and McAuslan 1970, 165)¹⁴⁾。

リワリ裁判所、ムディール裁判所、カーディー裁判所の3つからなる「原住民下位裁判所」が、ムスリムでない「原住民」を対象とした「原住民トリビューナル」と大きく異なったのは、前者が行政官の裁判や審査を経由することなく、直接に高裁に上訴できるものとされたことだった。ムスリムの3種の裁判所を監督するのは行政官ではなく、高裁であった。カーディー裁判所からの控訴の場合はさらに、高裁においてチーフ・カーディーが「裁判所補佐人」(assessor) を務めるものとされた。

また前項でみた「1897年原住民裁判所規則」の段階では、リワリ裁判所が（ヨーロッパ人が判事を務める）県コミッショナー裁判所と同格とみなされて、上訴は州コミッショナーにするものとされており、またムディールがコレクター代理と同格とみなされて同じく上訴は県コミッショナーにするものとされていた。

「1907年裁判所条令」ではこれらが改められ、「原住民トリビューナル」の裁判制度とは異なって、上訴をいずれも高裁に行うものとされたのだった。また、刑事・民事双方について、リワリはファースト・クラス治安判事、ムディールとカーディーはサード・クラス治安判事となった (Mwakimako 2011, 332)。

なお、このリワリ、ムディール、カーディーの3種の裁判所を指す「原住民下位裁判所」という名称は、「1931年裁判所条令」で「ムスリム下位裁判所」(Muslim subordinate courts) に変更されている。この「1931年裁判所条令」で「ムスリム下位裁判所」から連なる裁判制度では、最終的に英王立東アフリカ控訴裁判所 (E.A.C.A.。注12を参照) に控訴できるものとされている (Anderson 1970, 88, 90)。また1945年の「1931年裁判所条令」改正により、10マイル帯状地域の外部にカーディー裁判所を設置することが可能とされ、実際に旧北東州、旧ニャン

14) ムワキマコによれば「1907年裁判所条令」でカーディー裁判所にも新たに刑事管轄権が加えられた (Mwakimako 2011, 332)。

ザ州でカーディーが任命された (Cussac 2008, 292)。

他方、「ムスリム下位裁判所」とは異なり、「原住民トリビュナル」については、ヨーロッパ人が判事を務める「植民地原住民裁判所」の体系からの完全な切り離しが行われていった。「1907年裁判所条令」ののち、いくつかの制度変更を経て¹⁵⁾出された「1930年原住民トリビュナル条令」(Native Tribunals Ordinance 1930) は、新たな裁判所である「原住民控訴裁判所」(Native Court of Appeal) を設置する権限を州コミッショナーに付与し、「原住民トリビュナル」について、ヨーロッパ人が治安判事を務める裁判所に上訴するのではなく、この「原住民控訴裁判所」にまず上訴するものとした。同条令はまた、総督の承認のもとで「原住民トリビュナル」自体を設置する権利をも州コミッショナーに与えた。また「原住民トリビュナル」の管轄権を「部族」の範囲に限定していたそれ以前の制度と異なり、「原住民トリビュナル」は引き続き基本的に「原住民の法と慣習」に従うとはされたものの、当事者のエスニックな属性に制限されることなくすべての「アフリカ人」の刑事・民事双方に管轄権をもつとされた。

「原住民トリビュナル」からの上訴は、この「原住民控訴裁判所」か、もしくは県コミッショナー (District Commissioner) に行うものとされた。「原住民控訴裁判所」からのさらなる上訴は、県コミッショナーが判事を務める裁判所からの上訴と同様に、州コミッショナーにするものとされた。州コミッショナーが判事を務める裁判所からの上訴は最高裁判所 (最高裁。Supreme Court) に行うものとされたが、上訴できるのは「例外的な訴訟」、たとえば「婚姻、相続、原住民居留地内の不動産などだけだった」(Shadle 1999,417; Ghai and McAuslan 1970, 149)。「アフリカ人」の訴訟については、ヨーロッパ人の行政官が強い権限を付与されていたことがわかる (Ghai and McAuslan 1970, 149)。これは、10マイル帯状地域のムスリムが、カーディー裁判所から高裁に上訴することができ、そこでもチーフ・カーディーの助力を得ることができたこととは対照的であった。

なお、同じ宗教的マイノリティであるヒンドゥー教徒については、婚姻等については1940年代以後にヒンドゥー教徒だけを対象とする立法がなされたものの、

15) 詳細はGhai and McAuslan(1970, 135-136, 147) を参照されたい。

植民地期を通じて別個の裁判制度が設けられることはなかった（ヒンドゥー教徒の婚姻、離婚、相続に関する条令等について詳細はDerrett(1962)）。

このあと、1951年の「アフリカ人裁判所条令（African Courts Ordinance 1951）」は、こうしたアフリカ人に対する裁判制度の切り離しをさらに進め、「アフリカ人裁判所（African Court, 旧原住民トリビューナル）」から上訴する裁判所として「アフリカ人控訴裁判所（African Courts of Appeal）」を州ごとに新設するものとした。加えて「アフリカ人控訴裁判所」からの上訴は限られた場合のみに制限され、それまでと変わらず行政官である県コミッショナーに行うものとされた。県コミッショナーの決定に不服である場合も上訴は可能であったが、まず州コミッショナーに上訴の希望を申請し、証明書（certificate）の発行を受ける必要があるとされた。また、それまではヨーロッパ人に対する一般の裁判制度と同じく、「アフリカ人」についても県コミッショナーなど下位裁判所からのさらなる上訴は最高裁に行う仕組みであったが、この「1951年アフリカ人裁判所条令」は、「アフリカ人」の裁判制度においては新たに「審査裁判所」(Court of Review)を設置するものとし、下位裁判所からの上訴はこの「審査裁判所」に行い、それ以上には上訴できないものとした。「審査裁判所」は、「最高裁判所長官（最高裁長官）」(Chief Justice)が任命する司法の専門家、チーフ原住民コミッショナー（Chief Native Commissioner）、総督が任命するアフリカ人1名などによって構成されるものとされ、それまでの「原住民トリビューナル条令」は廃止された（Ghai and McAuslan 1970, 156-7; Shadle 1999, 417; Cotran 1963, 187）。

この制度変更により、1950年代になって、「アフリカ人裁判所」から「審査裁判所」へと連なる裁判制度は、下位裁判所から高裁、最高裁など上位裁判所へと連なる「一般の」裁判制度から「完全に切り離された」のだった（Cotran 1963, 188）。

この制度上の「完全な切り離し」は長くは続けられず、「1962年アフリカ人裁判所（改正）条令」(African Courts (Amendment) Ordinance No.50 of 1962)ではいわゆる「二重の司法制度」の統合がはかられた。「アフリカ人控訴裁判所」の決定に不服である場合の上訴先は「県オフィサー」(District Officer)ではなく治安判事とされ、刑事の場合は成文法に記述された罪であれば一般の裁判所である最高裁に上訴できるものとされ、部分的とはいえ一般の裁判制度との一体化が

進められたのである (Cotran 1963, 189)。ただし、第一審裁判所である「アフリカ人裁判所」から直接治安判事に上訴できるのではなく、上訴先とされた「アフリカ人控訴裁判所」は据え置かれたうえ、「アフリカ人控訴裁判所」から上訴する場合でも、民事のとき、および刑事でも成文法に記述されていない罪のときは、引き続き「審査裁判所」に上訴するものとされ、それ以上の上訴はできないものとされた。

このときヨーロッパ人が判事を務める「一般の裁判所」(general courts) では、下位裁判所の判事はさまざまなクラスの治安判事が務め、その決定に不服である場合の上訴先も、最高裁とされていた。上でみたようにリワリ、ムディール、カーディーはいずれも治安判事とされており、上訴は上位裁判所のひとつである高裁に行うものとされていた。10マイル带状地域¹⁶⁾のムスリムに対して適用された裁判制度が、ヨーロッパ人を対象とする「一般の裁判所」の体系に組み込まれていたこと、さらにイスラーム法が適用されることが法制度上で明文化されていたことがここでは重要である。イギリス植民地期を通じて10マイル带状地域のムスリムは、アフリカ系住民、アジア系住民とあわせて「原住民」と総称されてはいたものの、基本的にイスラーム法の適用を受け、他とは異なる裁判制度のもとに置かれてきたのであった。

3-3. 制憲会議とカーディー裁判所——植民地期末期——

他のアフリカ系住民が「一般の裁判所」と切り離されていた裁判制度を「司法における2級扱いである」として改革を求めたのとは対照的に、ムスリム・コミュニティはリワリ、ムディール、カーディー裁判所からなる裁判制度が他と異なるものとして維持されたことを歓迎し、「分離しているが同格であり、自分たちのケニアにおける特別な地位を保証するものである」とみなしていた (Cussac 2008, 292; Ghai and McAuslan 1970, 164)¹⁷⁾。また前節でみたように10マイル

16) 東アフリカ保護領のうち10マイル带状地域は1920年に「ケニア保護領」(Protectorate of Kenya) となり、内陸部は「ケニア植民地」(Colony of Kenya) となっているが、本章では簡単のため1920年以後の時代についても「10マイル带状地域」と表記する。

17) ケニア独立を控えた1960年代のケニア植民地政府の内部で交わされた、ムスリム関連の司法制度をどう改革すべきか／維持すべきかについての議論の詳細は、Mwakimako(2011, 338-340) を参照されたい。

带状地域のアラブ系住民は、土地の私的所有を例外的に許されるなど植民地の法制度のなかでは他の「人種」と異なる特権的な扱いを受けており、これもまた歓迎していた。

ところが、1960年にイギリスで始まったケニア独立のための憲法制定会議（以下、制憲会議）では、10マイル带状地域の地位について議論が当初なされなかった。このため、10マイル带状地域では植民地支配の末期になって自治要求が高まった。自治を要求した組織には、「ムワンバオ連合戦線」(Mwambao United Front, ムワンバオはスワヒリ語で海岸の意)と、「コースト人民党」(Coast People's Party)があった。

「ムワンバオ連合戦線」は、10マイル带状地域の自治を求めて1962年初頭に活動が公になった政治的組織である。同戦線は、10マイル带状地域のアフリカ系住民はもとより、その他の住民、イギリス政府のいずれからもほとんど支持されなかった一方で、10マイル带状地域のアラブ系住民には強く支持され、ザンジバルとの連合 (union with Zanzibar)、それが不可能な場合は「コースト自治国家」(self-governing coastal state) の設立を要求した (Maxon and Ofcansky 2000, 182)。

「コースト人民党」は、イスラームの名を冠してはいなかったものの、10マイル带状地域のアラブ系住民が中心となって設立した政党であり、メンバーの大多数がムスリムだった。同党は、1961～1962年にかけて、10マイル带状地域を切り出す形で「ムワンバオ」と称する独立国家を創設することを主張したとされる (Maxon and Ofcansky 2014, 56)。

10マイル带状地域が不安定化する可能性を前に、イギリスはロバートソン (Sir James Robertson) という人物をコミッショナーに任命し、10マイル带状地域に関する提言を行わせた。ロバートソンは、「ケニア・コースト带状地域——コミッショナー報告」(The Kenya Coastal Strip: Report of the Commissioner) と題する報告書を1961年に提出したが、そのなかで10マイル带状地域をザンジバル王の所有物 (possessions) と認定した1895年の協定を廃止すること、すなわちケニア保護領とケニア植民地を一体化して独立させることを提唱したものの、その一方で、10マイル带状地域の住民の懸念に対応するため、イスラーム法、宗教としてのイスラーム、そしてイスラーム教育の3つをいずれも独立憲法に組み

込むことを提言した。カーディーの地位については、「イギリスの植民地支配より以前から存在したものであり」、「コーストのムスリムにとって、民族的、宗教的、歴史的意味において非常に大きな重要性がある」とした。提言はカーディーを存続させるだけでなくカーディー裁判所を最高裁長官のもとでの近代的司法制度に組み込むことなどを提言した (Colonial Office 1961; Cussac 2008, 292-293; Maxon and Ofcansky 2014, 56)。

1962年には、この提言をもとに「ケニア・コースト帯状地域会議」(Kenya Coastal Strip Conference) が、第2回ランカスターハウス制憲会議と同時にロンドンで開催された。参加主体には、イギリスとケニアの代表者に加え、ザンジバルの代表が加わった。議題は10マイル帯状地域の取り扱いであった (Maxon and Ofcansky 2014, 165)。

1963年、ザンジバル首相と英国代表、ケニア首相の3者はロバートソン提案の受け入れで合意し、(1) 10マイル帯状地域をケニアの一部としてケニア政府が統治すること、(2) 10マイル帯状地域をザンジバル王の所有物とした1895年の協定を廃止すること、(3) ケニア政府がムスリムの信仰、イスラーム法、10マイル帯状地域の土地権を尊重すること、との協定を結んだ (Maxon and Ofcansky 2014, 165)。制憲会議ではまた、(1) カーディー裁判所の存在を憲法に書き込むことと、(2) ケニア保護領 (10マイル帯状地域) の全域にカーディー裁判所の管轄権が及ぶものとすることも合意された (Cussac 2008, 293)。こうした合意が積み重ねられるなかで、10マイル帯状地域における自治要求は下火になった (Maxon and Ofcansky 2014, 56, 242)。

これらの合意と協定に則り、1963年制定のケニア独立憲法には、カーディー、リワリ、ムディールについての条項がそれぞれ置かれた。カーディー裁判所については、(1) チーフ・カーディー 1名と、3名以上のカーディーを置き、カーディーの人数は国会が決定する、(2) カーディーに任命され業務を遂行できるのは (a) ムスリムであり、(b) カーディー裁判所運営に適していると司法サービス委員会 (Judicial Service Commission) が認める程度にイスラーム法に通じている場合とする、(3) カーディー裁判所の管轄権は旧ケニア保護領の全域に及ぶ、(4) 全当事者がムスリムであり、個人的地位 (personal status)、結婚、離婚、相続に関する事項であるとき、カーディー裁判所の管轄権が及ぶ、などとされた

(1963年憲法第179条)。リワリとムディールについては、(1)「コースト地域」(Coast Region) の設置にあたり「コースト地域地方議会」(Regional Assembly of the Coast Region) がリワリ、ムディール職をおく、(2) ムスリムである場合のみ、リワリ、ムディールに任命されて職務を遂行することができるとされ、(3) 両職の任命についての旧ケニア保護領の住民およびムスリムの要望に関する助言を得るための協議を行うこと、任命に関する諮問委員会 (advisory board) を設置し協議することについても定められた (1963年憲法第194条 (1)(2)(3)(a)(b))。

おわりに

西欧諸国による植民地分割が行われる以前から、東アフリカ沿岸部には、オマーン系アラブ人によって導入された裁判制度がすでに長期にわたって運用されてきた歴史があった。そこでは、カーディーと呼ばれる裁判官が判事を務めるカーディー裁判所があり、これと並んでリワリ、ムディールという各レベルの行政官がそれぞれ判事を務めるリワリ裁判所とムディール裁判所が存在していた。

イギリスは19世紀末から東アフリカを植民地支配し、ヨーロッパ人と「アフリカ人」ら「原住民」を峻別する人種別の「二重の」裁判制度を構築していった。本章の整理を通して明らかになったのは、そのパラレルな二重線のどちらか一方に移動させられつつも常に別個のものとして温存されてきたもうひとつの裁判制度があったということである。それが、10マイル帯状地域のムスリム (人種的には「アラブ系」「アフリカ人」を含む) についてイスラーム法を適用し、基本的に民事・刑事ともに管轄権を有するものとされてきたリワリ裁判所、ムディール裁判所、カーディー裁判所であった。

ケニアの独立憲法に、他の下位裁判所と異なってカーディー裁判所だけがその設置を明示的に書き込まれるにいたった背景には、イギリスによる植民地化以前からの長期にわたるオマーン系アラブ人による東アフリカのインド洋沿岸部に対する支配とイスラーム法の下での裁判制度の導入、そしてザンジバル王がイスラーム法の下での裁判制度を維持することを条件のひとつとしてイギリスによる保護領化に合意したという歴史があったのであり、また当該合意を踏まえて成され

たイギリス植民地支配下での10マイル带状地域のムスリムに限定した特別な裁判制度の構築と改革があったのである。

ケニアにおいては、独立後も現在にいたるまでカーディー裁判所は憲法に明記されるかたちで維持されている。植民地期と異なって属人的な事項に管轄権が限定されはしたものの、ムスリムに対して少なくとも第一審ではイスラーム法が適用できる体制が温存されている。

民主化の進行にともない、こうしたムスリムの例外的地位を廃止しようとする動きが2000年代に至るまで断続的に起こっているうえ、現在も大規模な憲法改正の動きがある。本章でみてきたように、ケニアにおけるコースト／ムスリムの特別な扱いには長い歴史があるのであり、その変更による「剥奪感」の度合いによっては一定の政治的不安定化の可能性が常に生じてくる。分析が待たれるところであるが、本章の射程を超えていることもあり、今後の課題としたい。

【参考文献】

〈日本語文献〉

- 大川真由子 2010.『帰還移民の人類学——アフリカ系オマーン人のエスニック・アイデンティティ——』明石書店。
- 大塚和夫・小杉泰・小松久男・東長靖・羽田正・山内昌之 編 2002.『岩波イスラーム辞典』岩波書店。
- 佐藤創 2020.『試される正義の秤——南アジアの開発と司法』名古屋大学出版会。
- 田中英夫 編 1991.『英米法辞典』東京大学出版会。
- 津田みわ 2014.「植民地化初期のケニアにおける土地制度とその変遷」武内進一編『アフリカの土地と国家に関する中間成果報告』アジア経済研究所, 42-65。
- 2015.「ケニアにおける土地政策：植民地期から2012年の土地関連新法制定まで」武内進一編『アフリカ土地政策史』アジア経済研究所, 31-61。
- 2019.「東アフリカ沿岸部におけるオマーン系アラブ人による支配と19世紀の植民地分割」佐藤章編『アフリカの政治・社会変動とイスラームに関する中間成果報告』アジア経済研究所, 21-38。
- 富永智津子 2001.『ザンジバルの笛——東アフリカ・スワヒリ世界の歴史と文化』未来社。
- 浜本満 1994.「J・ウィリス著『モンバサ、スワヒリ、ミジケンダの形成』Justin Willis, Mombasa, the Swahili, and the Making of the Mijikenda. Oxford: Clarendon Press, 1993, xiv+231pp.」『アジア経済』35(7): 73-77。
- 福田安志 2018.「インド洋交渉史」宮本正興・松田素二編『新書アフリカ史 改訂新版』講談社,

pp.234-272.

藤井千晶 2018.『東アフリカにおける民衆のイスラームは何を語るか——タリーカとスンナの医学』 ミネルヴァ書房.

宮本正興 2002.『文化の解放と対話——アフリカ地域研究への言語文化論的アプローチ』 第三書館.

吉田昌夫 1978 (2000).『アフリカ現代史II 第3版』 山川出版社.

〈外国語文献〉

Anderson, J. N. D. 1970 (1955). *Islamic Law in Africa: with a new preface by the author*. London: Frank Cass and Company Limited.

Carson, J. B. 1958. "Further Notes on the African Courts System in Kenya." *Journal of African Administration* 10(1): 34-38.

Colonial Office 1961. *The Kenya Coastal Strip: Report of the Commissioner*. London: Her Majesty's Stationery Office.

Cooper, Frederick 1980. *From Slaves to Squatters: Plantation Labor and Agriculture in Zanzibar and Coastal Kenya 1890-1925*. New Haven and London: Yale University Press.

Cotran, Eugene 1963. "African Courts (Amendment) Ordinance No.50 of 1962." *Journal of African Law* 7(3): 187-191.

Cussac, Anne 2008. "Muslims and Politics in Kenya: The Issue of the Kadhis' Courts in the Constitution Review Process." *Journal of Muslim Minority Affairs* 28(2) : 289-302.

Derrett, J. Duncan M. 1962. "Recent Legislation for Hindus." *The American Journal of Comparative Law* 11(3): 396-403.

Ghai, Y.P. and J.P.W.B. McAuslan 1970. *Public Law and Political Change in Kenya: A Study of the Legal Framework of Government from Colonial Times to the Present*. Nairobi, London and New York: Oxford University Press.

Hashim, Abdulkadir 2005a. "Muslim Personal Law in Kenya and Tanzania: Tradition and Innovation." *Journal of Muslim Minority Affairs* 25(3): 449-460.

——— 2005b. "Muslim-State Relations in Kenya after the Referendum on the Constitution." *AASR Bulletin* (24), African Association for the Study of Religions, 21-27.

——— 2010. "Coping with Conflicts: Colonial Policy towards Muslim Personal Law in Kenya and Post-Colonial Court Practice." In *Muslim Family Law in Sub-Saharan Africa: Colonial legacies and Post-Colonial Challenges*, edited by Shamil Jeppie, Ebrahim Moosa and Richard Roberts, Amsterdam: ISIM/ Amsterdam University Press.

——— 2012. "Shaping of the Sharia Courts: British Policies on Transforming the Kadhi Courts in Colonial Zanzibar." *Social Dynamics* 38(3): 381-397.

Inter-Territorial Language Committee of the East African Dependencies 1964. *Standard Swahili-English Dictionary*. Oxford: Oxford University Press.

Jearey, J. H. 1960. "The Structure, Composition and Jurisdiction of Courts and Authorities Enforcing the Criminal Law in British African Territories." *The International and Comparative Law Quarterly*

9(3): 396-414.

- Loimeier, Roman 2009. *Between Social Skills and Marketable Skills: The Politics of Islamic Education in 20th Century Zanzibar*. Leiden, Boston: Brill.
- Loimeier, Roman and Rudiger Seesemann eds. 2006. *The Global Worlds of the Swahili: Interfaces of Islam, Identity and Space in 19th and 20th-Century East Africa*. Berlin: Lit Verlag.
- Maxon, Robert M. and Thomas P. Ofcansky 2000. *Historical Dictionary of Kenya, Second Edition*. Lanham, Md., and London: Scarecrow Press.
- 2014. *Historical Dictionary of Kenya, Third Edition*. Lanham, Boulder, New York, Toronto, Plymouth, UK: Rowman & Littlefield.
- McIntosh, Janet 2009. *The Edge of Islam: Power, Personhood, and Ethno-Religious Boundaries on the Kenya Coast*. Durham: Duke University Press.
- Mujiu, Jamil Ddamulira 2011. "Separating the Church from State: The Kenyan High Court's Decision in *Jesse Kamau and 25 Others v Attorney General* (Judgement of 24 May 2010)." *Journal of African Law* 55(2): 314-319.
- Mwakimako, Hassan 2011. "The Historical Development of Muslim Courts: The Kadhi, Mudir and Liwali Courts and the Civil Procedure Code and Criminal Procedure Ordinance, c. 1963." *Journal of Eastern African Studies* 5(2): 329-343.
- Mwaruvie, Dr. John M. 2011. "The Ten Miles Coastal Strip: An Examination of the Intricate nature of Land Question at Kenyan Coast." *International Journal of Humanities and Social Science* 1(20): 176-182.
- Ndzovu, Hassan J. 2014. *Muslim in Kenyan Politics: Political Involvement, Marginalization, and Minority Status*. Evanston: Northwestern University Press.
- Oded, Arye 2000. *Islam and Politics in Kenya*. Boulder: Lynne Rienner Publishers.
- Odhiambo, E.S. Atieno, T.I. Ouso, and J. F. M. Williams 1977. *A History of East Africa*. London: Longman Group.
- Ofcansky, Thomas P. and Rodger Yeager 1997. *Historical Dictionary of Tanzania, Second Edition*. Lanham, Md., and London: Scarecrow Press.
- O'Neill and H. M. Consul 1883. "Journey in the District West of Cape Delgado Bay, Sept. -Oct. 1882." *Proceedings of the Royal Geographical Society and Monthly Record of Geography* 5(7) (Jul., 1883): 393-404.
- Republic of Kenya (ROK) 2010. *2009 Kenya Population and Housing Census Volume II*. Nairobi: Kenya National Bureau of Statistics.
- Shadle, Brett L. 1999. "'Changing Traditions to Meet Current Altering Conditions': Customary Law, African Courts and the Rejection of Codification in Kenya, 1930-60." *The Journal of African History* 40(3): 411-431.
- Survey Division, Dept. of Lands & Mines, Dar es Salaam (SDDL) 1942. *Atlas of the Tanganyika Territory*. Dar es Salaam: SDDL.
- Truth, Justice and Reconciliation Commission (TJRC) 2013. *Report of the Truth, Justice and Reconciliation Commission, Volume IIB*. Nairobi: TJRC.

本書は「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示-改変禁止4.0国際」の下で提供されています。
<https://creativecommons.org/licenses/by-nd/4.0/deed.ja>



